

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年6月3日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜子

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の期間及び場所

区 分	期 間	時 間	場 所
新規取得講習	令和8年7月7日(火)から7月13日(月)までの7日間	午前9時30分から午後5時まで	山形市東古館123番地協同の杜J A研修所
追加取得講習	令和8年7月10日(金)から7月13日(月)までの4日間	午前9時30分から午後5時まで(初日は、午後1時10分から午後5時まで)	

- 3 受講対象者

区 分	受講対象者
新規取得講習	法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当するもの。 (1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者 (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
追加取得講習	当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。

- 4 定員

区 分	定 員
新規取得講習	30人
追加取得講習	15人

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

令和8年6月10日（水）から同月12日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

区 分	書 類
新規取得講習	(ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書 (イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し (ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 (エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面 a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面
追加取得講習	(ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類 (イ) 指導教育責任者資格者証等の写し

イ 提出期間

令和8年6月10日（水）から同月17日（水）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで。

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

区 分	額
新規取得講習	47,000円
追加取得講習	23,000円

6 その他

(1) 講習は、一般社団法人山形県警備業協会（山形市馬見ヶ崎三丁目18番6号）に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。

(2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあつては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあつては初日の午後1時まで受付を終えること。

(3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。

(4) 講習終了後、修了考査を行う。

(5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。